解散公告

当社は、平成二十四年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

福岡県北九州市黄金一丁目一番三〇号

有限会社ハレルヤ

清算人　神野　裕雅

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年五月十八日診療所の全てを廃止したことにより解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

神奈川県小田原市栄町三丁目一八番一九号

医療法人社団荊木眼科医院

清算人　荊木　良夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

神奈川県平塚市札場町三九番三号―一Ａ

特定非営利活動法人ふきのとう

清算人　脇田美恵子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月二十九日開催の理事会及び評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

奈良県高市郡明日香村飛鳥一〇番地

財団法人奈良県万葉文化振興財団

代表清算人　荒井　正吾

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年四月三十日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

北九州市門司区大里戸ノ上二丁目四番二四号

医療法人北九州愛心会

清算人　辻本　章

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年五月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

大阪市住吉区苅田六丁目一〇番一二号

財団法人苅田共榮会

清算人　東野　隆之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

鹿児島県出水市野田町上名五八八三番地

特定非営利活動法人野田郷

清算人　鬼塚　清重

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月十二日

静岡県伊豆市本柿木二一三番地の二

財団法人本柿木下組振興会

代表清算人　飯塚　輝芳

第四十三期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

（単位・千円）

貸借対照表

資産の部

流動資産	四、〇五四、七八三
固定資産	五四五、五三四
資産の部合計	四、六〇〇、三一八

負債及び純資産の部

流動負債	二、九七六、六四四
固定負債	四二六、五一八
負債の部合計	三、四〇三、一六二
株主資本	一、一九七、七八二
資本金	一〇〇、〇〇〇
利益剰余金	一、〇九七、七八二
（利益準備金）	（二五、〇〇〇）
（その他利益剰余金）	（一、〇七二、七八二）
（うち当期純利益）	（△一四、四二六）
評価・換算差額等	△六二六
その他有価証券評価差額金	△六二六
純資産の部合計	一、一九七、一五五
負債及び純資産の部合計	四、六〇〇、三一八

平成二十四年六月十二日

東京都港区芝浦一丁目二番一号

株式会社日設

代表取締役社長　吉村　正孝

公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」第二十五期決算公告

一、事業概要　社会福祉法人三郷市社会福祉協議会に対して二十三万円の助成を行った。

二、財産目録（平成二十四年三月三十一日現在）

資産合計	八二、八一九、二四九円
流動負債の合計	二三、〇〇〇円
正味信託財産	八二、五八九、二四九円

平成二十四年六月十二日

さいたま市浦和区針ヶ谷四丁目二番六五号

公益信託「高橋保藏視覚障害者福祉基金」

受託者　社会福祉法人埼玉県共同募金会

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北一八条東二丁目二四五番地、最後の住所札幌市厚別区厚別東二条六丁目四番一号新札幌パウロ病院

被相続人　亡　森　千龍子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四　レジディア大通公園二階　黒川・吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　悟志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区西茨戸五条一丁目二番地三〇六、最後の住所札幌市北区西茨戸五条一丁目五番三号　被相続人　亡　平澤　富彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

事務所札幌市中央区南一条西一一丁目三二七番地ＴＳ札幌ビル４Ｆ

相続財産管理人　千貝　愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市東原町四丁目一一番、最後の住所山形県山形市東原町三丁目四番八号

被相続人　亡　伊藤　政巨

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

山形市旅篭町三丁目三番四二号　山川ビル二階　むかいだ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　向田　敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市西城南五丁目四五番地一二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大橋　英也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月十二日

栃木県小山市大字神鳥谷一〇一二番地一オフィスエム一〇二

相続財産管理人　司法書士　江連　伸明